

越谷市保健所の開設から約1年。どこにあるの？ どんなことをしている施設なの？ 分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今号では、保健所の業務の中から、特に市民の皆さんに関係のあるものをピックアップして紹介します。

保健所の主な業務①

感染症の対策・
難病等への支援



結核やエイズ、性感染症などの感染症の相談や結核患者への服薬支援等を行っています。また、感染症の流行状況の調査や正しい知識の普及啓発を行い、感染症の予防や拡大防止に取り組んでいます。パーキンソン病などの難病やB型・C型肝炎についての相談や医療費助成等の申請を受け付けています。気がかりなことがありましたらご相談ください。

エイズ・性感染症の相談・検査

匿名で相談・検査が受けられます。感染の心配のある方は検査をお受けください

原則毎月第1・3水曜日、

午後1時30分～2時30分 (要予約)

検査項目…HIV、梅毒、クラミジア、

B型肝炎、C型肝炎

*検査は無料 (クラミジア検査のみ有料)。

血液による検査です

*電話等での相談は、業務時間内に随時受け付けています

問 保健総務課 ☎973-7531

保健所の主な業務②

こころの健康の推進



精神保健支援室では、こころの健康に関する問題を抱える本人、ご家族等に対して、電話や窓口で相談を行っています。

- 精神的不安や悩みで生活に支障がある
- 専門の医療機関への受診について
- 家族(または自分)のひきこもりについて
- アルコールや薬物の依存に関する問題について



これらの事について、どうしたらよいか悩み、困ってしまうことは誰にでもあることです。ひとり、あるいはご家族だけで解決しようと思わず、遠慮なくご相談ください。

* 障害福祉課、生活福祉課など福祉関係課と連携をとれるよう、精神保健支援室は市役所第三庁舎1階にあります

* 相談は無料、秘密は厳守します。来所を希望される場合は、事前に下記へ
問 精神保健支援室 (市役所第三庁舎1階) ☎963-9214

保健所の主な業務③

狂犬病予防・動物愛護の推進



犬の登録や狂犬病予防注射に関する業務を行っています。また、犬や猫の適正飼養に関する助言や指導、犬のしつけ方教室なども行っています。

* 保健所では保護した犬、猫について、譲渡が可能な場合、新たに飼育を希望される方に譲渡しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください (写真付きで紹介しています)

問 生活衛生課 ☎973-7532

犬の飼い主の方へ

犬の所有者は、飼い犬について一生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受け、その事を証明するための「鑑札」および「注射済票」を犬の首輪等に付けて管理することが、狂犬病予防法で義務づけられています。詳しくは生活衛生課へ。



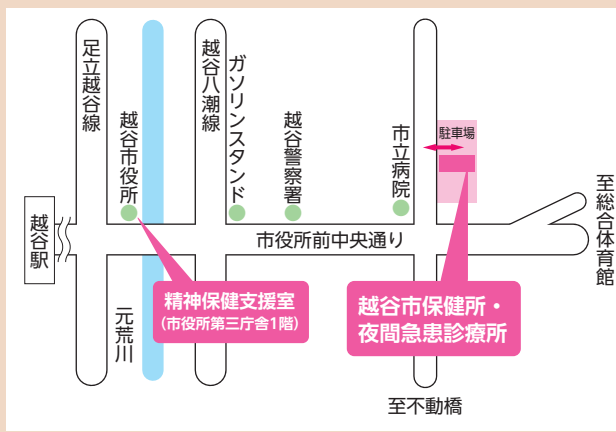
越谷市保健所のご案内

〈所在地〉 東越谷10-81

〈業務時間〉 午前8時30分～
午後5時15分

〈休所日〉 土曜・日曜日、
祝日、年末年始

〈駐車場〉 42台 (障がい者
用3台含む。保健所、
夜間急患診療所共用)



* 越谷市保健所は、越谷駅から約2.5kmの距離です。市立病院の向かい側にあります

保健所1階には、夜間急患
診療所を併設しています

越谷市夜間急患診療所
☎960-1000

〈休診日〉 なし (年中無休)
〈診療科目〉 内科・小児科
(内科的疾患)
〈受付〉 午後7時30分～
午後10時30分
〈診療〉 午後8時～
午後11時

* 薬の処方、原則1日分となります。翌日は、かかりつけ医を受診してください

保健衛生行政の拠点

越谷市保健所ってどんなことをしているの？



ハッポちゃん

市では、平成27年4月の中核市移行により越谷市保健所を開設しました。保健所開設前は、埼玉県が設置する春日部保健所で行っていた各種の保健衛生業務が、現在は、その多くを越谷市保健所が行っており、より身近で多様な保健衛生サービスを受けられるようになりました。



保健所では、医師、薬剤師、保健師、獣医師など多くの専門職員が業務にあたっています。これらの職員が専門的な業務の中心的な役割を担い、いつまでも安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

各フロアの紹介

- 1階…市民の皆さんの相談や手続きを受け付ける窓口や事務室
- 2階…感染症 (結核やエイズなど) の検査・相談のための相談室や会議室など
- 3階…食品その他の検体の検査・分析を行う検査室など
* 3階は検査室エリアのため、一般の方の立ち入りはできません

保健所の主な業務④
食の安全・安心の確保

食品衛生法に基づき「越谷市食品衛生監視指導計画」を策定し、市民の皆さんの食の安全・安心を確保するよう取り組んでいます。例えば、食中毒が市内で発生した場合、情報が保健所に報告され、また、国からの情報も直接受けることとなり、発生の動向を早期に把握できます。これらの情報を基に調査等を行い、感染の拡大や再発を防ぐなど、迅速な判断に基づく一貫した対応を行います。

問 生活衛生課 ☎973-7533



スーパーでの監視指導の様子

一般飲料水の水質検査を行っています

原則毎月第1火曜日
午前9時～11時

検査は有料です。事前に採水びんの受け取りが必要です。採水はご自身で行ってください。

問 生活衛生課 ☎973-7532

コラム 食肉衛生検査所

増森にある食肉衛生検査所では、牛や豚、鶏などの食肉に病気や異常がないか調べるため、獣医師の資格を持った、と畜検査員・食鳥検査員が業務にあたっています。また、食肉・食鳥処理業者に対する監視や衛生指導を行い、食肉の安全確保に努めています。

— 保健所の各担当業務は次のとおりです —

課・場所	担当・電話	主な業務内容
保健総務課 (保健所1階)	総務・医事 ☎973-7530	保健所業務の企画・調整、保健衛生に関する各種統計調査、医師・歯科医師・薬剤師等の免許受付、病院・診療所等の許可・届出に関する事
	感染症・疾病対策 ☎973-7531	感染症予防、結核・エイズ・肝炎・難病等の相談・申請など
精神保健支援室 (市役所第三庁舎1階)	精神保健 ☎963-9214	精神保健相談など (自殺対策業務を含む)
生活衛生課 (保健所1階)	食品衛生 ☎973-7533	飲食店等の許可・監視指導、食中毒の予防・調査など
	環境衛生・薬事 ☎973-7532	理・美容所等の届出・監視指導、墓地などの経営許可、専用水道の確認事務、薬局等の許可・監視指導、狂犬病予防、動物取扱業の登録申請受付など
動物管理センター		犬猫の収容など
食肉衛生検査所	と畜検査	と畜検査、食鳥検査など
衛生検査課 (保健所3階)	衛生検査	感染症に係る検査、食品衛生検査、生活衛生検査など